

入札説明書

一般競争入札による公用車売払いの流れ

1 入札物品

別紙1「入札物品一覧表」のとおり

2 入札物品下見会日時及び会場

当該物品の下見会を以下のとおり実施します。参加を希望する方は、令和7年7月8日（火）までに財政課財産活用推進室までご連絡ください。いかなる理由があっても、引き渡した物品の返品・交換はできませんので、状態が気になる方は入札物品下見会にご参加ください。

（1）下見期日 令和7年7月9日（水）

（2）下見会場 会場／村上市塩町5139-1（村上市消防本部裏）

午前9：30～11：00

会場／村上市泉町2-1（泉町ポンプ場）

午前11：10～11：40

会場／村上市羽ヶ榎104-25（荒川地区公民館裏）

午後13：30～14：00

※当日バッテリーあがりの車両についてエンジン始動したい場合、ジャンプスターター等については、各自でご準備をお願いいたします。

3 入札及び開札

入札当日は内容説明を行いませんので、この「入札説明書」を熟読のうえ不明な点はあらかじめお問合せください。

（1）入札日時 令和7年7月23日（水） 午前9時30分入札開始

（2）入札会場 村上市三之町1番1号 村上市役所5階 第5会議室

4 入札の参加資格

（1）個人の場合：村上市に住民基本台帳登録されている方

法人の場合：村上市に事務所又は事業所（本店・支店・営業所）を有する法人

※転売目的の場合は、古物営業の許可を受けていること

（2）次の事項に該当する場合は、入札に参加することはできません。

①地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当すると認められる個人又は法人

②村上市暴力団排除条例（平成25年村上市条例第3号）に反する者

③村上市に納める税に関し、未納の税額がある個人又は法人

※村上市へ転入が令和7年1月2日以降の場合は、以前の住民基本台帳登録されて

- いる自治体に未納の税額がある個人又は法人
- ④今回の入札に対する入札参加申込書（様式１）を提出していない者

5 入札参加の申込み

入札に参加を希望する方は、下記の参加申込手続きを行ってください。

（１）提出書類

- ①入札参加申込書（様式１）
- ②住民票抄本（個人の場合）（法人の場合は、登記事項証明書）（申込書提出日以前３ヶ月以内のもの）（写し可）
- ③最新の村上市税等に関する納税証明書（法人の場合は、法人の村上市税等に関する納税証明書）（申込書提出日以前３ヶ月以内のもの）（写し可）
※非課税の場合はその証明書
※令和７年１月２日以降村上市へ転入の方は、以前の住民基本台帳登録がされている自治体の証明書
- ④暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑤本体又はその部品の転売を目的とする場合は、古物営業許可証の写し

（２）提出先 村上市役所財政課 財務管理室

（３）提出期限 令和７年７月１５日（火）午後５時

（４）提出方法 持参又は郵送により、期限までに提出してください。

※郵送の場合は、不着などのトラブルを避けるため、必ず特定記録郵便または簡易書留などの方法により送付してください。（当日消印有効）

6 入札参加者

- （１）入札に参加することができる者は、入札参加の申込みをした者であり、かつ入札開始時間までに会場に参集した者としてします。（時間厳守。入札開始時刻に遅れた場合は辞退とみなします。）
- （２）入札には、本人又は本人の委任状を持参した代理人のみが参加できるものとします。入札者が代理人で社員が入札するときなどは、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。

7 入札に必要な書類

○入札書（１部）

・入札書（様式２）

※契約金額は、入札書に記載した金額に消費税額（１円未満切捨て）と自動車リサイクル料金を加算した額になりますので、消費税に係る課税業者か免税業者かにかかわらず、入札書には消費税額と自動車リサイクル料金を抜いた金額を記載してください。また、各入札物品の自動車リサイクル料金は別紙１に記載されています。

※入札書は封筒に入れる必要はありません。記載した金額が見えないように、入札書を三つ折り又は四つ折りにして入札箱に入れてください。

○入札保証金及び封筒（入札書記載金額の１００分の５以上の額の現金又は預金小切手）

- ・封筒（入札保証金封筒記載例を参照）（糊等で封をすること）

※入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、保証金を納付したときに発行した預り証と引き換えに入札者に還付します。落札者については契約保証金に充当します。

※落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属することになりますので注意してください。

※上記の預金小切手とは、銀行振出小切手のことを言い、裏書の署名のあるものは無効です。

○印鑑（入札に使用しているもの）

○委任状（代理入札の場合は提出してください）

- ・委任状（様式3）

○身分証等（運転免許証、健康保険被保険者証等）

8 入札の無効

（1）入札に参加するために必要な資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札

（2）入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

（3）入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5の額に達しない者がした入札

（4）同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札

（5）脅迫その他不正の行為によってした入札

（6）入札者が不当に価格をせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合

（7）その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

予定価格（最低売却価格）以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、最高価格をもって有効な入札を行った者が2人以上のときは、くじにより落札者を決定します。最低売却価格は別紙1に記載。

10 契約の締結

（1）落札者は、落札日から起算して7日以内に契約を締結していただきます。この日までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、入札保証金は市に帰属することになります。

（2）契約締結に必要なもの

○印鑑

○契約保証金（契約金額の100分の10以上の額の現金又は預金小切手）

※契約保証金は売買代金の一部に充当します。また、売買代金を即納される場合は、契約保証金は免除とします。

※契約書の内容は、別紙「契約書（案）」を参照のこと。

1 1 売買代金の納付

契約締結時に発行する納入通知書により、村上市が指定する期限までに全額を一括納付していただきます。売買代金の分納は認められません。納入後、領収書の写しを提出していただきます。

※契約者が納入期限までに売買代金を納入しないときは、「契約保証金」は市に帰属することとなります。

1 2 売買代金について

売買代金は、落札者が入札書に記載した金額に、消費税及び地方消費税相当額（当該金額の10%）と自動車リサイクル料金を加算した金額になります。

1 3 物品の引渡し

- (1) 車両の運送等は落札者自らが行うこととし、物品の引渡しは売買代金の完納を確認した後とします。なお、物品引取りに要する費用は落札者の負担とします。
- (2) 入札物品の引渡しは物品の保管場所で現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。いかなる理由があっても、引き渡した物品の返品・交換はできませんので、状態が気になる方は入札物品下見会にてご確認ください。
- (3) 落札者は引渡しを受けた売買物品に村上市のプレート等があった場合、これを撤去し、市に届け出るものとします。また、市町村名等の文字があった場合はこれを抹消し、そのことを確認できる写真等を提出するものとします。
- (4) 落札した車両を自走させて持っていきたい場合は、仮ナンバーを取得してください。車両の一時抹消登録を行い、仮ナンバーを付け、車体に村上市等の文字がある場合はこれを完全に消去してください（これらにかかる費用は全て落札者の負担となります）。これらの条件を満たした場合のみ、自走による落札車両の引取りを認めます。

1 4 自動車登録の名義変更

- (1) 市は落札者からの売買代金の完納を確認後、名義変更に必要な委任状及び譲渡証明書等の書類を発行します。
- (2) 落札者は売買代金の完納後15日以内に名義変更を行うものとし、手続きについては落札者自らが行うこととします。また、名義変更等に要する費用については落札者の負担とします。
- (3) 名義変更に必要な書類等（委任状、譲渡証明書、ナンバープレート等）を村上市が落札者に郵送する場合、前述した「名義変更等に要する費用」とみなし、送料は着払い（落札者負担）とさせていただきます。
- (4) 名義変更の手続きが完了しましたら、そのことを確認できる書類を提出してください。

1 5 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市 財政課 財産活用推進室

TEL 0254-53-2111 FAX 0254-53-2570

Eメール zaisei-kz@city.murakami.lg.jp